

## 第6章 計画の推進に向けて

### 6-1 成果指標

基本理念、基本目標の達成度を評価するため、本計画の中間年次である平成28年を目標年次とする各成果指標を上位計画などを踏まえて設定します。

スポーツ実施率（週1回以上）については、国の調査結果（内閣府：「体力・スポーツに関する世論調査」）ではゆるやかな上昇傾向となっており、スポーツ立国戦略では前回計画よりさらに上昇を目指しているところから、当計画ではこの数値目標を基に、今回実施したアンケート調査結果を踏まえて設定します。

#### (1) 上位計画などにおける数値目標と検証

##### ●スポーツ実施率

###### ■スポーツ立国戦略（H22）

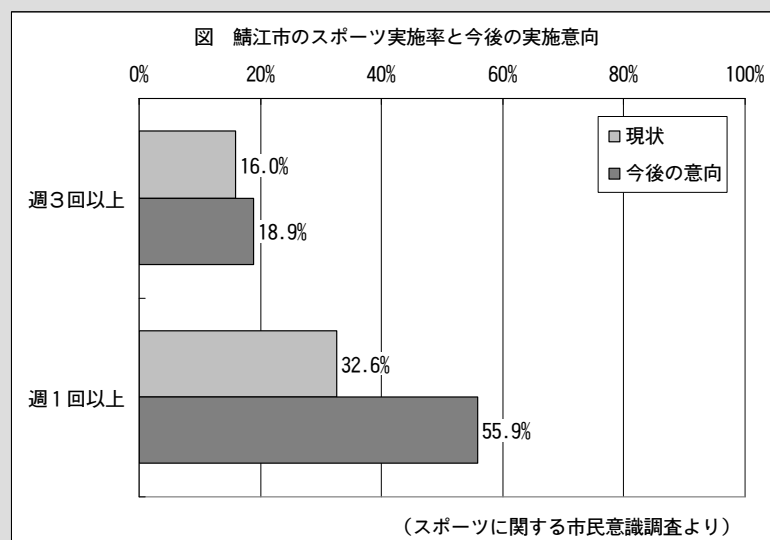
できるかぎり早期に、  
 成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）  
 成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）  
 となることを目指す

###### ■前回計画（H14）

成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人（50%）となることを目指す

###### ■アンケート調査結果による検証（鯖江市のスポーツ実施率と今後の実施意向）

・週3回以上、週1回以上とも、今後の実施意向が現状を上回っており、特に週1回以上では現状の1.5倍以上となっています。



●総合型地域スポーツクラブの加入者数、スポーツ施設などの利用者数

■第5次鯖江市総合計画（H22）

総合型地域スポーツクラブの加入者数の目標値：2,100人（H26）

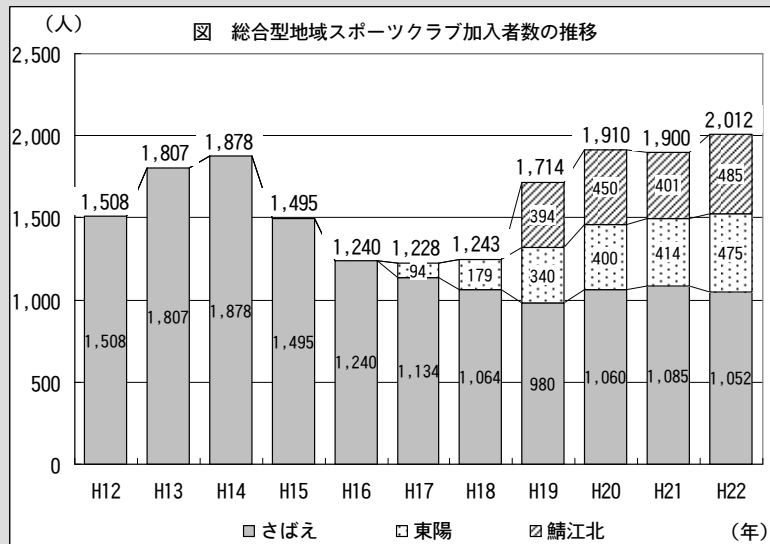
（基準値：1,910人（H20の加入者数））

スポーツ施設などの利用者数の目標値：311,000人（H26）

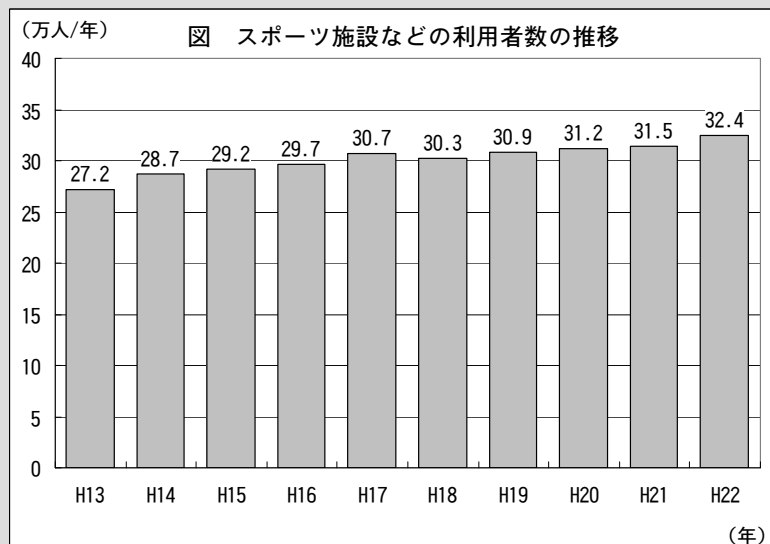
（基準値：307,584人（H20の利用者数））

■最新データによる検証（総合型地域スポーツクラブの加入者数の推移、スポーツ施設などの利用者数の推移）

- ・総合型地域スポーツクラブの加入者数は平成19年以降増加傾向に転じており、平成22年には2,000人を超えています。



- ・スポーツ施設などの利用者数は、緩やかな増加傾向にあり、平成22年には第5次鯖江市総合計画の目標値を上回る約32.4万人となっています。



## (2) 中間年次（H28）における成果指標

## 成果指標 1

成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人（55%程度）

成人の週3回以上のスポーツ実施率が5人に1人（20%程度）

となることを目指す

日常的にスポーツを行う人がどれだけ増加するかを評価するための指標として、成人のスポーツ実施率を、アンケート結果における今後のスポーツの実施意向を踏まえて設定します。

なお、目標年次（H33）に向けては、スポーツ立国戦略の目標値である週1回以上を3人に2人（65%程度）、週3回以上を3人に1人（30%程度）となることを目指します。

## 成果指標 2

総合型地域スポーツクラブの加入者数が2,300人となることを目指す

地域におけるスポーツ活動がどれだけ活発に行われるかを評価するための指標として、日常的なスポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブの加入者数を設定します。

総合型地域スポーツクラブの活動の充実を図ることにより、今後とも増加傾向が継続するものとして設定します。

## 成果指標 3

スポーツ施設などの年間利用者数が350,000人となることを目指す

既存のスポーツ施設がどれだけ有効に活用されるか、また、どれだけ利便性の向上が図られるかを評価するための指標として、スポーツ施設などの利用者数を設定します。

各種スポーツ団体間の連携・協働を通じた施設の有効活用、利便性の向上を図ることにより、今後とも増加傾向が継続するものとして設定します。

※今回設定する成果指標については、国の基本計画などの検証を行いながら、中間年次における達成状況に応じて適切に見直すものとします。

## 6-2 各主体の役割

本計画に掲げた各施策を推進していくためには、市民・地域、各種スポーツ団体、学校、行政などが相互に連携・協力しながら、自らがスポーツ振興を図る主体として、それぞれの果たすべき役割に応じた取り組みを進めていく必要があります。

各主体が以下のような役割を果たすことで、効果的な計画の推進を図ります。

### (1) 市民・地域の役割

一人ひとりの市民には、鯖江市におけるスポーツ振興の主役として、ライフステージに応じたスポーツ活動に積極的に参画していくことが大切です。

これまでスポーツを行っていなかった市民には、身近なところで身体を動かすことや、「みる」スポーツ、「支える」スポーツへの参画も含めて、スポーツと触れ合うための一歩を踏み出す必要があります。

これまでもスポーツを行っていた市民には、より自主的にスポーツを行うとともに、スポーツを通じて、生活や地域を豊かにすることを意識することが必要です。

地域レベルでは、地域の状況に応じた特色あるスポーツ・レクリエーション活動の開催や、スポーツを通じた地域間交流を促進していき、また学校や行政、各種スポーツ団体と連携し、地域におけるスポーツの振興を図ることが重要です。

### (2) 各種スポーツ団体などの役割

それぞれの団体の持つノウハウを活用し、多世代が楽しめる各種スポーツ教室の開催やイベントの開催など、市民に多様なスポーツの機会を提供することが必要です。

また、各団体がそれぞれの役割や今後の活動方針を明確にし、各種スポーツ団体同士が横の連携を強化していくことが必要です。

#### ●(一社)鯖江市体育協会

- ・生涯スポーツ振興交付金事業の推進
- ・加盟団体や主催するイベントなどの積極的な情報発信
- ・指導者の育成と一貫指導体制づくりの推進
- ・総合型地域スポーツクラブへの支援体制の確立
- ・スポーツ少年団の健全育成 など

#### ●スポーツ推進委員協議会

- ・スポーツの実技その他スポーツに関する指導・助言
- ・スポーツに関する情報の提供
- ・研修などへの参加による自己研鑽 など

●スポーツ少年団

- ・スポーツ活動と交流の機会の提供による青少年の健全育成
- ・総合型地域スポーツクラブや学校・各種スポーツ団体との連携
- ・地区および単位団の組織強化 など

●総合型地域スポーツクラブ、民間などのスポーツクラブ

- ・多様なスポーツニーズに対応した活動メニューの工夫・改善
- ・活動場所の提供、指導者の派遣など、地域におけるスポーツ振興への支援・協力
- ・ボランティアなど地域の人材活用による自立・継続した運営 など

(3) 学校の役割

体育の授業や部活動、休み時間における体操、食育など、学校教育活動全体を通して、子どもの体力向上を図るとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成に努めます。

また、体操や駅伝などの鯖江市を代表するスポーツの振興、生涯スポーツに親しむひとづくりに繋がるような取り組みの充実を図ります。

更に、現在も実施している学校体育施設の地域への開放をより一層推進するとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団など、地域が行うスポーツ活動に協力します。

(4) 公民館の役割

鯖江市内の公民館のほとんどが併設体育館を備え、他市と比較しても大変恵まれた環境にあり、地域住民にとって身近な学習の場、交流の場として親しまれるとともに、人々の教養と生活文化の向上や地域住民の自治、および地域社会を活性化する場として大きな役割を果たしてきております。

併設体育館では、主にスポーツ関係の講座を中心に利用されていますが、今後、各種スポーツ団体などにも利用しやすいよう見直しを行い、地域におけるスポーツの振興に繋がります。

(5) 鯖江市の役割

計画の基本理念「全ての市民が豊かさを実感できる鯖江型の生涯スポーツ社会の実現」に向けて、スポーツ課を中心として庁内各課との連携を図り、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進します。

スポーツ施設の適正な管理・運営、老朽化したスポーツ施設の改修などを行うとともに、各種スポーツ関係団体を育成、支援します。

スポーツに関する情報の集約化、効果的な発信、およびスポーツに関する意識の啓発により、市民のスポーツ活動を促進します。

## 6-3 計画の推進・進行管理

### (1) スポーツ振興推進委員会の開催

学識経験者、市民の代表者、スポーツ団体の代表者、施設利用者などによって構成される既存の検討組織であるスポーツ振興推進委員会を定期的に開催し、本計画に関連する情報の把握、計画の進捗状況の点検・評価に努めながら、計画の推進を図っていきます。

### (2) 庁内関係所管、国・県や周辺自治体との連携

生涯学習部門や、健康づくり、高齢者・障がいのある人などを受け持つ健康福祉部門、また、青少年の健全育成や学校教育を受け持つ教育部門など、さまざまな所管との連携を図りながら、計画の円滑な推進を図ります。

また、国や福井県との情報共有を図りながら、各種事業などの連携を図り、市民が様々なスポーツ活動を行いやすい環境づくりを目指します。また、周辺市町と連携し、大会やイベントの共同開催なども視野に入れた取り組みを進めます。

### (3) 計画の周知

鯖江市や（一社）鯖江市体育協会、各総合型地域スポーツクラブなどのホームページや、広報さばえなどを通じて、本計画の幅広い周知に努めます。

### (4) 計画推進の財政措置

鯖江市と関係者は、計画を実現するために必要な予算など資金の確保とその調整に努め、行財政改革の方向性などを遵守しながら、計画的かつ有効に執行できるように努めます。

### (5) 計画の進行管理・見直し

本計画の進行管理については、(1)で述べたとおり、スポーツ振興推進委員会が行っていきます。スポーツ振興推進委員会が行う評価結果や市民に対するアンケート調査などで現状を把握、検証してスポーツの振興を図り、それらの結果を踏まえ、5年後に中間評価を行うものとしします。

また、国や県の計画の見直しを考慮し、計画期間中であっても、計画内容の見直しが必要になった場合は、随時見直しを行います。